



袖ヶ浦市教育大綱

明日を拓く 心豊かな たくましい 人づくり



はじめに

本市では、総合計画の将来都市像である『「自立と協働のまち」人いきいき 緑さわやか 活力あふれる袖ヶ浦』の実現に向け、基本構想に、まちづくりの方向性として8つの施策分野を定め、各種施策の展開を図っています。

教育分野では「豊かな人間性を育む文化の薫るまちづくり」を掲げ、その取り組みの具体的な内容については、教育委員会においても、教育基本法に定める教育振興基本計画である「第二期袖ヶ浦市教育ビジョン」を策定し、基本目標に「明日を拓く 心豊かな たくましい 人づくり」を掲げ、基本理念を「学び つながり 支え合う教育の推進」とし、「地域」「子ども」「市民」の3つの項目に視点を当て、各種の教育施策に取り組んでまいりました。

このような中、平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育行政の責任の明確化とともに、地方公共団体の長と教育委員会とが教育施策等に関して協議・調整を行う総合教育会議を設置することや教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市長が定めることとされました。

これらのことから、教育委員会と総合教育会議等を通じ、ともに本市の教育のあり方を協議し、教育委員会がこれまで進めてきた第二期袖ヶ浦市教育ビジョンの目標や施策の方向性が、本市の大綱にふさわしいものであるとの結論に至り、当該ビジョンを大綱とすることを確認いたしました。

また、教育委員会と市長部局が共通認識を持ち、互いに連携しその実現に向け取り組んでいくことも改めて確認いたしました。

社会がめまぐるしく変化する中でも、教育の普遍的な目標は「人づくり」にあります。将来を見据え、しっかりとした教育への取り組みが必要です。

今後も教育委員会と連携を図りながら大綱の基本目標である「明日を拓く 心豊かな たくましい 人づくり」の実現に向け、本市教育の振興を図ってまいります。

袖ヶ浦市長 **出口 清**

袖ヶ浦市教育大綱（第二期袖ヶ浦市教育ビジョン）

◆ 基本目標 「明日を拓く 心豊かな たくましい 人づくり」

夢のある豊かな未来の実現に向け、「たくましく豊かな心」を育む教育を推進します。
将来を担う子どもたちには、今後も様々に変化していく社会の中で、明日に夢を抱き、その実現に向けて力強く未来を切り拓いていく力や人としての優しさを兼ね備えた「心の豊かさ」と、逆境にも負けない心身の「たくましさ」を育む教育を推進します。
また、市民においては、生涯学習活動やスポーツ活動を通じ、自らが学んだことを生かし、社会に貢献するなど、「健康で心豊か」な生涯学習社会の実現に向け、「明日を拓く 心豊かな たくましい 人づくり」を基本目標として教育の振興を図ります。

◆ 基本理念 「学び つながり 支えあう教育の推進」

社会が複雑化して人と人のふれあいが薄れ、孤立化が進んでいると言われる現代において、人として「学ぶ」ことを続けながら、市民相互が「つながり」そして「支えあう」ことのできる教育環境を目指します。

◆ 基本目標の実現に向けた3つの柱

基本目標の実現に向け、子どもを育む「地域」、学校教育を中心とした「子ども」の教育、自ら学ぶ「市民」の3つの柱を重点に置き、施策の方向性を定め、それぞれが連携し、『教育のまち そでがうら』の実現を目指します。

地 域	地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します
子 ども	夢をもち 心豊かな たくましい子どもの育成を目指します
市 民	市民一人ひとりの生涯を通じた学習を支援します

※ 第二期袖ヶ浦市教育ビジョンの内容が本市の大綱にふさわしいものであることから当該ビジョンの目標や施策の方向性をもって大綱としました。